

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動後章等」という。）が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示並びに削除章等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁及び施設とする。</p>	<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁、<u>地域機関</u>及び施設とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(地域機関)</u></p> <p>第3条の2 <u>地域機関とは、第2章の2に規定する組織をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章の2 地域機関 <u>(設置)</u></p> <p>第6条の2 <u>新潟県立加茂病院の清算業務を行うため、加茂病院事業清算事務所を加茂市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 新潟県立吉田病院の清算業務を行うため、吉田病院事業清算事務所を燕市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(組織)</u></p> <p>第6条の3 <u>加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所（以下「清算事務所」という。）に次の課及び係を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営課</u> <u>経営係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(分掌事務)</u></p> <p>第6条の4 <u>清算事務所の課の分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営課</u></p> <p>(1) <u>公印の管理に関する事項</u></p> <p>(2) <u>職員の人事及び服務に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文書の收受及び保存に関する事項</u></p> <p>(4) <u>物品の管理及び出納に関する事項</u></p> <p>(5) <u>配当予算の経理に関する事項</u></p> <p>(6) <u>調査統計に関する事項</u></p> <p>(7) <u>清算事務所の管理、保全等に関する事項</u></p> <p>(8) <u>料金の請求及び収納に関する事項</u></p> <p>(9) <u>診療記録の整備及び保管に関する事項</u></p>

第2節の2 地域機関におかれる職
(清算事務所の職の設置)

第17条の5 清算事務所に次条から第17条の8に規定する職を置く。

(職制上の職)

第17条の6 清算事務所に所長を置く。

2 清算事務所に次長を置く。

3 所長は上司の命を受け、清算事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第17条の7 清算事務所の課及び係に長を置く。

2 前項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第17条の8 清算事務所の課及び係に主査、主任、専門員(次項において「主査等」という。)を置くことができる。

2 主査等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。